

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

令和3年(2021年)11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例(平成9年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表1カーブル南麻生の項、クレールゆりがはらの項及びサンハイツ二十四軒の項を削る。

附 則

この条例中別表1カーブル南麻生の項を削る改正規定は令和4年1月1日から、同表クレールゆりがはらの項及びサンハイツ二十四軒の項を削る改正規定は同年3月1日から施行する。

(理 由)

借上市営住宅3団地の用途廃止を行うため、本案を提出する。